

平成26年6月27日

生物圏科学研究科とオタフクソース株式会社との 包括的研究協力に関する覚書調印について

[教育機能、研究機能、地域中核機能]

生物圏科学研究科とオタフクソース株式会社は、包括的研究協力に関する覚書を取り交すための調印式を下記の通り挙行します。

この覚書は、相互の研究交流並びに人材交流を通して産学連携を促進することを目的とし、食品分野における学術の発展、技術開発並びに産業振興に貢献することを目指します。包括的な研究協力を行う分野は次の通りです。

- (1) 食品・調味料の加工技術・製造技術に関する分野
- (2) 調味料の物性制御技術に関する分野
- (3) 香辛料の香気成分保持技術に関する分野
- (4) 野菜・果実の発酵技術に関する分野
- (5) 食品・調味料の食品科学に関する研究交流並びに人材交流
- (6) その他両当事者が必要と認めた分野
- 研究交流・人材交流の詳細(当面予定しているもの)
 - ・ソース原料の食品機能の評価に関する研究
 - ・ 液状食品の品質安定性の改善に関する研究
 - ・工場等へのインターンシップ学生の積極的な受け入れ (国内工場から始めるが、将来的には海外工場でも受け入れを進める)
 - ・生物圏科学研究科の教員および院生とオタフクソース(株)研究室との研究 交流の促進

記

【日 時】 平成 26 年 7 月 1 日 (火) 11:00~11:30

【場所】 広島大学大学院生物圏科学研究科 第1会議室

(東広島市鏡山 1-4-4)

【式次第】 10:45 受付

11:00 調印式(開会の辞、覚書調印、覚書交換)

11:10 植松一眞生物圏科学研究科長挨拶

佐々木茂喜代表取締役社長挨拶

11:22 写真撮影

11:30 閉会

【お問い合わせ先】

生物圈科学研究科生物機能開発学専攻 羽倉義雄

TEL:082-424-7938

FAX:082-424-2459

生物圈科学研究科支援室(総務・人事) 村上

TEL:082-424-7904

FAX:082-424-2459

国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科とオタフクソース株式会社との 包括的研究協力に関する覚書(案)

国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科(以下、「甲」という。)とオタフクソース株式会社(以下、「乙」という。)とは、包括的研究協力(以下、「研究協力」という。)に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

第1条(目的)

甲および乙は、相互の研究交流並びに人材交流を通して産学連携を促進するために、共同で研究協力委員会を組織し、食品分野における学術の発展、技術開発並びに産業振興に貢献することを目的とする。

第2条(研究協力の内容)

甲および乙は、次の分野で包括的な研究協力を行う。

- (1) 食品・調味料の加工技術・製造技術に関する分野
- (2) 調味料の物性制御技術に関する分野
- (3) 香辛料の香気成分保持技術に関する分野
- (4) 野菜・果実の発酵技術に関する分野
- (5) 食品・調味料の食品科学に関する研究交流並びに人材交流
- (6) その他両当事者が必要と認めた分野

第3条(研究協力の推進組織)

甲および乙は、研究課題に関する情報交換と研究協力を実行するための施策を立案実施するために、 共同で研究協力委員会を組織する。

第4条(第三者の参加)

研究協力委員会が目的を達成するに必要と認めた場合には、両当事者以外の組織から専門家(以下、「当該第三者」という。)を研究に参画させることができる。当該第三者の権利、義務、負担などについては研究協力委員会が当該第三者と協議決定し、別途甲、乙および当該第三者間で覚書を締結する。

第5条(費用の負担)

研究協力委員会は、研究協力の推進に関わる両者の経費負担を協議決定するとともに、公的機関からの補助金、助成金等の支援金の確保に努める。

第6条(秘密の保持及び成果の公表)

甲および乙は、研究協力を行うに際して、相手方に開示する自己の秘密情報および研究協力により 得られた成果のうち両当事者で秘密情報と決定したものにつき守秘義務を負う。守秘義務対象を決定 した情報にはそのことを明示する所定の表示をするものとする。

また、公表については両当事者間で少なくとも1ヵ月前に相手方に連絡し、事前に相手方の書面による承諾を取るものとする。当該第三者にも第4条にしたがって甲、乙および当該第三者間で締結する覚書の中で本条と同様の守秘義務を課すものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するもの

は、秘密情報の適用としない。

- (1) 相手方より受領し、または知り得たときに、既に自ら所有した情報
- (2) 相手方より受領し、または知り得たときに、既に公知であった情報
- (3) 相手方より受領し、または知り得た後に、自己の責に帰すべき事由によらずして公知になった情報
- (4) 正当な権限を保有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

第7条(知的財産の取扱い)

甲および乙は、研究成果として生まれた知的財産を、その貢献度に応じて所有し、活用する権利を有する。その活用に際しては適切な方法で社会的に広く活用するように図るとともに、適当な対価の獲得に努める。

知的財産の取扱いについては、両当事者の立場の違いに配慮し、負担と受益とを公正にすることを 原則とし、その具体的取扱いについては個別の研究テーマ毎に締結する契約書によって取り決めるも のとする。

甲および乙は、当該第三者に対して本条の趣旨にしたがって対応するものとし、第4条にしたがって甲、乙および当該第三者間で締結する覚書の中で本条と同様の規定を定めるものとする。

第8条(不測時の対応)

研究をスムーズに遂行する上で、事故などの不測の事態が発生したときは、甲乙双方が誠意をもって速やかな対応と解決を図ることとする。

第9条(覚書の有効期限)

本覚書は、締結日から3年間有効とする。ただし、本覚書の期間満了の1ヵ月前までに、両当事者のいずれからも別段の申し出がない場合は、更に同一条件にて3年間延長するものとする。また、その後も同様とする。

なお、有効期間中に本覚書の修正および解約をしたい場合は、研究協力委員会で協議決定するものとする。ただし、乙は、共同研究結果が事業化出来ないと判断した場合、予め1か月前までに甲へ予告する事により、本覚書を解除できる。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山一丁目4番4号 広島大学大学院 生物圏科学研究科長 植松 一 眞

乙 広島県広島市西区商工センター7丁目4-27 オタフクソース 株式会社 代表取締役社長 佐々木茂喜

包括的研究協力協定(部局)の締結状況一覧



平成26年5月31日現在

				平成26年5月31日現在
	部局名	企業等名	締結年月日	主な研究協力内容
1	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校	2009/5/14	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
2	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校	2009/8/3	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
3	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構宇部工業高等専門学校	2010/11/1	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
4	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校	2010/11/1	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
5	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構徳山工業高等専門学校	2011/2/24	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
6	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校	2011/6/1	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
7	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構津山工業高等専門学校	2011/7/20	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
8	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構広島商船高等専門学校	2012/6/1	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
9	大学院総合科学研究科	神戸市立工業高等専門学校	2013/6/19	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
10	大学院総合科学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校	2014/5/21	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
11	大学院教育学研究科	広島県教育委員会	1999/12.21	教育上の諸課題に関する基礎的・実践的な研究に関する研究協力
12	大学院教育学研究科	東広島市教育委員会	2004/7/1	学校教育及び生涯学習上の諸問題に関する基礎的・実践的な研究に関する研究協力
13	大学院教育学研究科	広島市教育委員会	2008/9/29	学校教育及び生涯学習上の諸問題に関する基礎的・実践的な研究協力
14	大学院教育学研究科·教育 学部	広島県立美術館	2013/10/02	広島県の美術文化の振興並びに美術分野における学校教育、生涯教育 の発展に貢献するための連携協力
15	大学院社会科学研究科	日本銀行広島支店	2004/4/1	教育研究の円滑な推進とともに、学術の進展と地域金融経済の振興を図るための連携・協力
16	大学院社会科学研究科	金融庁	2005/4/1	教育研究の円滑な推進とともに、学術の進展及び金融制度知識の普及と 理解促進を図るための連携・協力
17	大学院理学研究科	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	2007/7/1	大学院における教育協力、学生の資質向上及び相互の研究交流の促進
18	大学院理学研究科	高知大学理学部	2010/8/1	教育活動の交流と連携・協力の推進
19	大学院理学研究科	独立行政法人理化学研究所	2011/3/25	教育研究活動の充実及び研究教育協力の推進
	L	<u> </u>	L	1

1

包括的研究協力協定(部局)の締結状況一覧



平成26年5月31日現在

				一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
20	大学院理学研究科	岡山大学大学院自然科学研究科	2011/6/28	教育活動の交流と連携・協力の推進
21	大学院理学研究科	大阪市立大学大学院	2013/3/7	相互の交流と協力の推進及び教育研究の充実
22	大学院理学研究科	独立行政法人理化学研究所 仁科加速器研究センター	2013/4/1	「クオーク物質及び核子構造の実験的研究」等に関する研究協力の推進
23	大学院医歯薬保健学研究科	独立行政法人理化学研究所	2009/2/9	相互の連携による研究協力の推進と教育活動の充実
24	大学院医歯薬保健学研究科	ソニー株式会社先端マテリアル研究所	2010/3/31	相互の連携による研究協力の推進と教育活動の充実
25	大学院医歯薬保健学研究科	マツダ株式会社	2014/3/31	相互の連携による研究協力の推進と教育活動の充実
26	大学院工学研究科	常石造船株式会社	2004/6/10	次の分野における包括的な研究協力 1.船舶の設計と建造、維持管理に関連した技術分野 2環境の保全と国際協力の推進に関わる分野 3.その他両者が必要と認めた分野
27	大学院工学研究科	復建調査設計株式会社	2004/7/28	次の分野における包括的な研究協力 1.環境創出・自然再生に関する分野 2.資源循環・地球温暖化等の地球環境保全に関する分野 3.その他両者が必要と認めた分野
28	大学院工学研究科	富士電機システムズ株式会社	2005/2/24	次の分野における包括的な研究協力 1.上下水道分野における水処理技術・汚泥有効活用技術 2.民需分野における排水再利用技術 3.その他両者が必要と認めた分野
29	大学院工学研究科	マツダ株式会社技術研究所	2005/4/8	次の技術分野における包括的な研究協力 1.車両構造技術、制御技術、生産技術、材料技術などの自動車に直接関 わる技術 2.新素材、次世代エネルギー、IT、人間工学などの先進技術
30	大学院工学研究科	日本錬水株式会社	2006/5/30	次の分野における包括的な研究協力 1.水資源の浄化及び高機能化に関連した水処理技術分野 2.水資源の再利用に関連した水処理技術分野 3.その他両者が必要と認めた分野
31	大学院工学研究科	独立行政法人 国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校	2008/6/19	教育及び学術研究上の協力関係を推進するための教育研究交流
32	大学院生物圏科学研究科	日本ハム株式会社中央研究所	2006/3/24	食品分野における学術の発展、技術開発並びに産業振興に関する研究協力
33	大学院国際協力研究科	財団法人地球環境戦略研究機関	2010/6/2	次の各号に掲げる事項について連携協力を行う 1.共同研究プロジェクトの推進 2.学術資料・リサーチレポート等の学術情報の交換 3.学生のインターンシッププログラムの実施 4.講演会・学術セミナーの共催 5.非常動講師の派遣、客員研究員(フェロー)などの人材交流 6.その他政策立案、実務に寄与する活動における協力
34	産学・地域連携センター	タイ・チュラーロンコーン大学知的財産財団	2008/9/15	次の分野における共同取組 1.技術及び知的財産移転と商業化に関すること 2.研究資金探索に関すること

2